

沖建審第 2 号
令和6年9月20日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県建設業審議会
会長 堤 純一郎



建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて(答申)

令和6年1月16日付け沖縄県諮問土第23号で諮問のあった事項については、下記のとおり議決したことを答申します。

記

1 最低制限価格の算定式について

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」に定める算定式については、以下のとおりとすること。

建設コンサルタント業務(建築設計及び監理業務)

- ・直接人件費：直接人件費の額×1.00
- ・特別経費：特別経費の額×1.00
- ・技術料等経費：技術料等経費の額×0.60
- ・諸経費：諸経費の額×0.75

地質調査業務(磁気探査業務含む)

- ・直接調査費：直接調査費の額×1.00
- ・間接調査費：間接調査費の額×0.90
- ・解析等調査業務費：解析等調査業務費の額×0.80
- ・諸経費：諸経費の額×0.80

2 附帯意見

建設コンサルタント業の経営環境の推移等を踏まえ、できるだけ速やかに最低制限価格の見直しについて検討を行うものとする。

建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて

沖縄県建設業審議会において、委員から下記の要望がありました。

記

- 1 最低制限価格は、予定価格の95%が望ましいとすること。
- 2 物価高騰等の影響及び社会情勢の変化に伴う人件費等の上昇分については、適切かつ速やかに予定価格に反映させること。
- 3 最低制限価格の定義の見直しについて、沖縄県の契約に関する条例も考慮して検討すること。

建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて（諮問）

沖縄県建設業審議会設置条例（平成 20 年 12 月 26 日条例第 47 号）第 2 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項 「建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて」

2 諮問の趣旨

最低制限価格は、業務委託の適正な履行確保及び受託業者の経営基盤の確保のため、ダンピング受注の防止を図ることを目的として設定されています。

県においては、国の低入札調査基準価格の算定式に準じて定めた「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」に基づき現在の運用を行っておりますが、今後、適正な最低制限価格のあり方を検討するため意見を求めるものであります。

令和 6 年 1 月 16 日

沖縄県知事 玉城 康裕



建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しに係る
沖縄県建設業審議会の開催状況について

1. 辞令交付式及び令和5年度第1回沖縄県建設業審議会(令和5年11月1日開催)
 - (1) 沖縄県建設業審議会の概要
 - (2) 沖縄県における業務委託の最低制限価格の見直しの必要性
 - (3) 国の低入札調査基準価格と沖縄県の最低制限価格、及び他県の状況
 - (4) 沖縄県建設コンサルタント業務コスト調査結果

2. 令和5年度第2回沖縄県建設業審議会(令和6年1月17日開催)
 - (1) 知事から審議会への諮問
 - (2) 建設コンサルタント業務及び業界の現状等((一社)沖縄県建築士事務所協会が説明)
 - (3) 建設コンサルタント業務における最低制限価格の見直しの考え方
 - (4) 建設コンサルタント業務における最低制限価格の算定式における係数の見直し方針

3. 令和5年度第3回沖縄県建設業審議会(令和6年3月7日開催)
 - (1) 算定式について

4. 令和6年度第1回沖縄県建設業審議会(令和6年9月3日開催)
 - (1) 「建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて」の諮問に係る答申(案)について
 - (2) 建設業界の方針並びに要望((一社)沖縄県建設業協会が説明)